国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入している方へ

8年度から、子ども・子育て世帯への支援に充てるため、「子ども・子育て支援金分」が保険料に加わります。詳細は、こども家庭庁HP（右2次元コード）をご覧ください。

8年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険料は前年所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を送付します。8年度の保険料を、6月～9年3月の10回払いで計算して通知します。

	医療分（全ての加入者）	後期高齢者支援金分（全ての加入者）	介護納付金分（40～64歳の加入者）	子ども・子育て支援金分（全ての加入者）
均等割（加入者1人当たり）	年額4万7600円（※1）	年額1万7600円（※1）	年額1万7800円	年額1873円（※2）
所得割	賦課標準額（※3）×7.51%	賦課標準額（※3）×2.80%	賦課標準額（※3）×2.43%	賦課標準額（※3）×0.27%
最高限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※1. 未就学児（9年3月31日時点で6歳以下の方）は半額。
※2. 9年3月31日時点で18歳以下の方は全額軽減。
※3. 賦課標準額＝前年の総所得金額等－住民税の基礎控除額（43万円）。

年間保険料＝医療分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分＋子ども・子育て支援金分

問国保年金課国保資格係☎5307-0641

●他の保険が適用された方へ

勤務先の保険に加入するなど他の保険の適用となった方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。詳細は、区HP（右2次元コード）をご覧ください。

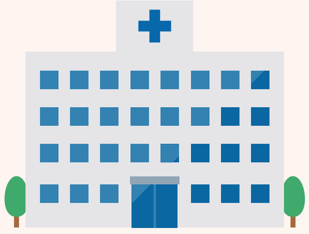

国民健康保険料の納付をお忘れなく

●口座振替をご利用ください

インターネットで口座振替の申し込みができます。書類の記入・届出印が不要で、手数料もかかりません。詳細は、区HP（右2次元コード）をご覧ください。

●納付書での納付

銀行などの金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）・コンビニエンスストア（30万円を超える納付書は不可）・国保年金課国保収納係（区役所東棟2階）・区民事務所での納付のほか、スマートフォン決済アプリ・クレジットカードなどを使ったキャッシュレス納付もできます。

問国保年金課国保収納係☎5307-0374

ご相談ください

倒産・失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることが困難な方は、国保年金課国保収納係にご相談ください。

8年度後期高齢者医療保険料の料率が決まりました

後期高齢者医療保険の保険料は、前年所得が確定する7月中旬に決定し、保険料額通知書を送付します。8年度の保険料を、7月～9年3月の9回払いで計算して通知します。

	医療分	子ども・子育て支援金分
均等割	年額5万3300円	年額1300円
所得割	保険料計算のもととなる所得金額（※）×9.88%	保険料計算のもととなる所得金額（※）×0.26%
賦課限度額	85万円	2万1000円

※保険料計算のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等－住民税の基礎控除額（43万円）。

年間保険料 ＝ 医療分 ＋ 子ども・子育て支援金分

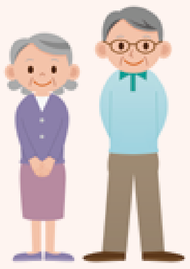

問国保年金課高齢者医療係☎5307-0651

高齢者補聴器購入費助成事業のお知らせ

4月1日から助成限度額を引き上げ、助成回数を変更します。申請方法などの詳細は、区HP（右下2次元コード）をご覧ください。

変更点

- **助成限度額**
  住民税非課税世帯＝7万2450円▶住民税課税世帯＝3万6230円
- **助成回数**
  同助成事業を利用してから5年後の再申請が可能

対区内在住の65歳以上の方で補聴器相談医から補聴器の必要性を認められた方（聴力が身体障害者手帳〈聴覚障害〉の交付対象となる方を除く） 問高齢者在宅支援課管理係☎5307-0649

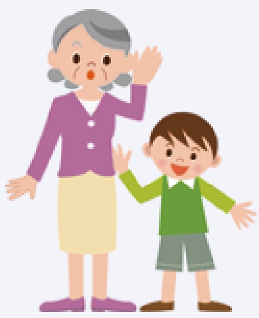

8年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ

健（検）診は定期的な受診が大切です。がんや健康上のリスクを早期に発見できるよう、ぜひ受診してください。
10月以降は混み合うため、早めの予約・受診をお願いします。

――問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係☎3391-1015へ。

- 各健（検）診の対象年齢は、8年度（4月1日～9年3月31日）に誕生日を迎えた満年齢です。
- 各健（検）診とも、受診できない場合（自覚症状がある、治療中・経過観察中など）があります。詳細は、区HPをご覧いただくか、お問い合わせください。
- 5月下旬に、区HPに健（検）診実施機関一覧を掲載します。
- 各健（検）診費用は、受診する医療機関の窓口でお支払いください。なお、生活保護・中国残留邦人等の生活支援給付受給者は費用が無料です。該当の方で受診券に無料の記載がない場合は、受診前にお問い合わせください。

●申し込みが必要な健（検）診

健（検）診名	区民健康診査	がん検診				
					胃がん検診	
	成人等健診	肺がん検診	子宮頸（けい）がん検診（2年に1回）	乳がん検診（2年に1回）	胃部エックス線検査	胃内視鏡検査（2年に1回）
対象者	30～39歳で職場などで健診を受ける機会がない方（※1）	40歳以上の方	20歳以上で7年度に受診していない女性（※2）	40歳以上で7年度に受診していない女性	50歳以上の方で7年度に胃内視鏡検査を受診していない方	
費用	無料	500円（65歳以上は無料）	500円（※3）	500円（※4）	500円	1000円
受診期間（休診日を除く）	6月1日～9年2月15日	6月1日～9年2月28日				
申し込み締め切り（必着）	9年1月29日	9年2月12日				定員7300名（申込順）
受診券発送日	●申し込み＝5月上旬まで＝5月末に発送▶5月中旬以降＝順次発送（申し込み状況により、2・3週間かかる場合があります） ●その他＝下記「がん検診受診券（シール）申し込みの流れ」をご覧ください					

※1. 令和5～7年度に成人等健診の受診履歴のある方、30～39歳で杉並区国民健康保険加入者は申し込み不要。5月末に受診券を発送。
※2. 22～29歳の女性、30～39歳の女性のうち杉並区国民健康保険加入者・生活保護等受給者は申し込み不要。5月末に受診券を発送。
※3. 平成17年4月2日～18年4月1日生まれの女性は、子宮頸がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送。
※4. 昭和60年4月2日～61年4月1日生まれの女性は、乳がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送。

●申し込みが不要な健（検）診

健（検）診名	区民健康診査（※5）		がん検診	歯科健康診査（※5）		その他
	国保特定健診	後期高齢者健診	大腸がん検診	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診	眼科検診（※5）
対象者	40～74歳で杉並区国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の方	20・25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	76歳の方	40・45・50・55・60歳の方
費用	無料		200円	無料		300円
受診期間（休診日を除く）	6月1日～9年2月15日		6月1日～9年2月28日（※6）	6月1日～12月28日		10月1日～9年1月31日
受診券発送日	5月末		受診券（シール）なし。直接、検診実施機関へ申し込み	5月末		9月末

※5. 区民健康診査は9年1月以降、歯科健診は8年11月以降、眼科検診は12月以降に、転入などで新規対象となった方は要問い合わせ。
※6. 区民健康診査の対象の方は、区民健康診査と同時受診となるため、受診期限が9年2月15日。

●がん検診受診券（シール）申し込みの流れ

肺がん・子宮頸がん・乳がん検診
40歳～74歳で、杉並区国民健康保険に加入している または、40歳～74歳で生活保護などを受給している
- はい → 申し込みは不要です。受診可能ながん検診の受診券を5月末に発送します。
- いいえ →
  - ●肺がん検診（以下のいずれか）
    - ・7年度に肺がん検診を受診した
    - ・75歳以上である
    - ・後期高齢者医療制度に加入している
  - ●子宮頸がん検診、乳がん検診
    - ・6年度に受診した
  - はい → 申し込みは不要です。該当するがん検診の受診券を5月末に発送します。
  - いいえ → 受診券の申し込みが必要です。

胃がん検診（胃部エックス線検査）
7年度に胃部エックス線検査を受診した
- はい → 申し込みは不要です。胃部エックス線検査の受診券を5月末に発送します。
  - 他のがん検診または胃内視鏡検査（※8）を希望 → 受診券の申し込みが必要です。
- いいえ → 受診券の申し込みが必要です。

胃がん検診（胃内視鏡検査〈※7〉）
6年度に胃内視鏡検査を受診した
- はい → 申し込みは不要です。胃内視鏡検査の受診券を5月末に発送します。
  - 他のがん検診または胃部エックス線検査（※8）を希望 → 受診券の申し込みが必要です。
- いいえ → 受診券の申し込みが必要です。

受診券の申し込みが必要です。下記の「申し込み方法」をご覧ください。

※7. 胃内視鏡検査を受診した場合、翌年度は胃部エックス線検査・胃内視鏡検査のいずれも受診不可。
※8. 胃がん検診で、届いた受診券に記載された検査方法とは異なる検査方法を希望（胃部エックス線検査⇔胃内視鏡検査）の方は、受診券の申し込みが必要。

●申し込み方法　※電話での申し込み不可。

申し込みフォーム		はがき	窓口（杉並保健所健康推進課）
成人等健診	がん検診		
スマートフォンから 右2次元コードから申し込み **パソコンから** ①「杉並区　区民健康診査」で検索 ②区HP「区民健康診査」上部の「成人等健診申し込み」をクリック	**スマートフォンから** 右2次元コードから申し込み **パソコンから** ①「杉並区　がん検診」で検索 ②区HP「杉並区で実施しているがん検診」上部の「がん検診申し込み」をクリック	【申し込み先】 杉並保健所健康推進課健診係 （〒167-0051荻窪5-20-1） 【記載事項】 住所・氏名（フリガナ）・生年月日・年齢・性別・電話番号・希望健（検）診名（胃がん検診は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを記入）	官公署が発行する身分証明書持参（顔写真付き〈マイナンバーカード・運転免許証ほか〉は1点。顔写真のないもの〈資格確認書・年金手帳ほか〉は2点）

再生可能エネルギー・省エネルギー推進に関する助成制度

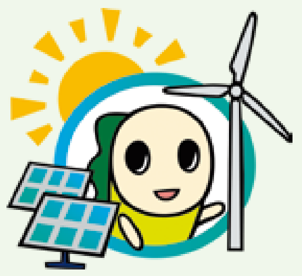

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、助成制度を設けています。詳細は、区HP（右上2次元コード）をご覧ください。

【エコ住宅促進助成】再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成

二酸化炭素が排出されない・少ないエネルギー機器の導入経費を助成します。

内**対象機器**＝①太陽光発電システム②強制循環式ソーラーシステム③自然循環式太陽熱温水器④定置用リチウムイオン蓄電池⑤エコキュートなど⑥家庭用燃料電池⑦高日射反射率塗装⑧窓などの断熱改修⑨雨水タンク⑩断熱材⑪断熱フィルム⑫節水シャワーヘッド▶**助成額**＝上限①12万円②6万円③⑨各2万円⑦⑧⑩各15万円⑪4万円／定額④⑤⑥各5万円⑫3000円　対区内在住の方、区内中小企業者・管理組合ほか　他過去に同助成を受けた機器でも耐用期間を超えている場合は再申請可（⑨⑪⑫を除く）

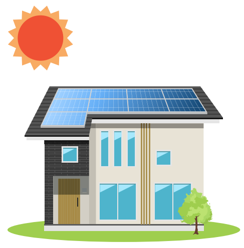

電気自動車用充電設備導入助成

電気自動車の充電設備の導入経費を助成します。

内**対象機器**＝①急速充電設備②普通充電設備▶**助成額**＝機器本体の購入費用（税抜き）の4分の1または次世代自動車振興センターの型式一覧表の上限額のいずれか低い方＋設置工事費用1万円（上限①50万円②10万円）　対区内在住の方、区内中小企業者・管理組合ほか

集合住宅及び事業所等におけるLED照明機器切替助成

既設の照明機器から省エネルギー効果の高いLED機器への切り替えに係る導入経費を助成します。

内**助成額**＝LEDの機器本体、切り替えに必要な関連部材の購入費用、切り替え工事に関する費用の合計額（税抜き）の50％（上限30万円）　対中小企業者、集合住宅の所有者・賃借人・管理組合ほか

いずれも

内**対象機器設置・工事完了期間**＝2月1日～9年1月31日　申申請書類（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区HPからも入手可）を、対象機器設置・工事完了後の4月10日～9年2月26日に同係へ郵送・持参　問同係☎**5307-0672**　他予算額に達した時点で終了

リユース容器貸出事業・リユース容器活用支援助成

詳細は、区HPをご覧ください。

リユース容器貸出事業

イベントで使われるワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減のため、繰り返し洗って使用できるリユース容器を無償で貸し出します。

内**貸出品目**＝カップ・丼・平皿ほか　対9年3月20日までに区内で実施するイベントの主催者・参加者　申申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区HP〈右2次元コード〉からも入手可）を同係へ郵送・持参。または申し込みフォーム（区HP参照）から申し込み／**申込期限**＝貸し出し1カ月前　他同一団体につき年3回まで利用可

リユース容器活用支援助成

事業者が店舗でのテイクアウト用リユース容器を導入するために必要な経費の一部を助成します。

内**助成額**＝対象製品の導入経費の2分の1／**上限**＝リユース容器20万円。その他50万円　対区内店舗でテイクアウト用リユース容器を導入する事業者ほか▶**対象製品**＝リユース容器、業務用食器洗浄機など　申申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区HP〈右2次元コード〉からも入手可）を、対象製品導入3週間前までに同係へ郵送・持参／**申込期間**＝4月10日～9年1月29日　他予算額に達した時点で終了

問環境課温暖化対策係☎**5307-0672**

安心・安全・役に立つ！

杉並区の情報をお知らせしています

LINE

友だち追加してね

★アカウント名＝杉並区
★ID＝@suginamicity

防災情報・区からのお知らせを配信しています。

問広報課戦略的広報推進担当☎**5307-0614**

X

フォローしてね

★アカウント名＝杉並区広報課

イベント情報・区からのお知らせなどをお届けします。

問広報課報道係☎**5307-0614**

★アカウント名＝杉並区（地震・水防情報等）

災害時の情報などを発信しています。

問広報課広報係☎**5307-0846**

広告　植木の剪定・植栽・芝張り・竹垣作成　お庭の相談事などお気軽にお問い合わせください　植木屋せきね　☎090-3518-6689　杉並区成田東5-9-5　平日共に土日祝日も営業しています
※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

区民相談

区民の方向けに、さまざまな相談窓口を開設しています。

☎3312-2111（区代表）　★は予約制

	相談名	内容	日時	場所・問い合わせ
くらし・法律・行政など	一般区民相談	日常生活の悩み・区政のこと	月～金曜日午前8時30分～午後5時	区政相談課☎5307-0728
	くらしの相談		月・火・木・金曜日午前9時～正午・午後1時～4時	
	外国語相談		**英語＝**月・木曜日午後1時～4時、火・金曜日午前9時～正午▶**中国語＝**月・木曜日午前9時～正午・火曜日、第1・3・5金曜日午後1時～4時▶**ネパール語＝**水曜日午後1時～4時▶**韓国語・ベトナム語・フランス語＝**予約により実施	
	交通事故・防犯相談	示談の進め方・防犯対策について	火・金曜日午前9時～正午・午後1時～4時	
	人権相談	人権の侵害について	第4金曜日午後1時～4時（受付は3時まで）	
	行政相談	国など行政機関への苦情・要望	第2金曜日午後1時～4時	
	犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題・悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	犯罪被害者総合支援窓口相談専用☎**5307-0620**
	生活相談	病気・失業などで経済的にお困りのことなど（主に生活保護をお考えの方）	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所（荻窪☎**3398-9104**／高円寺☎**5306-2611**／高井戸☎**3332-7221**）
		仕事・家計・住居などの生活の困りごと	月～金曜日午前8時30分～午後5時	くらしのサポートステーション☎**3391-1751**
	弁護士による法律相談★	土地・建物・相続・その他法律上のこと	月～金曜日・第3土曜日午後1時～4時	区政相談課専門相談予約専用電話☎**5307-0617** **予約受付開始日＝**相談希望日7日前の同曜日～当日。法律相談の第3土曜日は、同週の月～金曜日（祝日の場合は翌開庁日から）▶**予約受付時間＝**午前8時30分～午後5時（当日受付は3時まで〈第3土曜日を除く〉）
	税務相談★	贈与税・相続税などの助言・指導	水・木曜日午後1時～4時	
	司法書士相談★	不動産登記、裁判所へ提出する書類の作成・手続きなどへの助言・指導	第2・4水曜日午後1時～4時	
家庭	家事相談★	夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時	
	ひきこもり相談	ひきこもり当事者・家族からの相談	月～金曜日正午～午後8時	ゆるりと杉並（ひきこもり相談窓口）☎**6903-6004**
	家庭相談	離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	杉並福祉事務所（荻窪☎**3398-9104**／高円寺☎**5306-2611**／高井戸☎**3332-7221**）
	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭への支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
		ひとり親家庭への支援、就労支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当☎**5307-0343**
住宅・建物	住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕・増改築など	月・金曜日午後1時～4時（受付は3時45分まで）	区役所1階ロビー　問住宅課☎**5307-0661**
	専門家による空き家相談★	空き家の管理・相続など	第3木曜日午前9時20分～11時55分	住宅課
	住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物の耐震診断、耐震改修・ブロック塀相談	第2水曜日午後1時～4時	区役所1階ロビー　問市街地整備課耐震改修担当
	建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物全般・ブロック塀相談	第1・3火曜日午後1時～4時	
高齢者	介護保険苦情・相談	介護保険サービスの苦情・相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課
	健康相談★	高齢者の健康	午前10時～11時30分・午後1時～4時30分（第3月曜日を除く）	高齢者活動支援センター☎**3331-7841**
	高齢者の総合相談窓口	物忘れ・介護に関する相談、介護保険の申請、介護予防・生活支援の相談・申請など	月～土曜日午前9時～午後5時（緊急時の相談は時間外も電話で受け付け）	高齢者総合相談窓口ケア24（地域包括支援センター）
	高齢者在宅サービスの相談	高齢者在宅サービス、若年性認知症	月～金曜日午前8時30分～午後5時	高齢者在宅支援課
	介護者の心の相談★	介護者の悩み・心の葛藤（臨床心理士による相談）	偶数月2回、奇数月3回	在宅医療・生活支援センター☎**5335-7316**
障害者	障害者の総合相談窓口	生活全般	水～月曜日午前9時～午後7時（土・日曜日は5時まで）	障害者地域相談支援センターすまいる荻窪☎**3391-1976** FAX **3391-1012**
			火～日曜日午前9時～午後7時（土・日曜日は5時まで）	障害者地域相談支援センターすまいる高円寺☎**5306-6381** FAX **5306-6383**
			水～月曜日午前9時～午後7時（第3週は火～日曜日。土・日曜日は5時まで）	障害者地域相談支援センターすまいる高井戸☎**3331-2510** FAX **3332-1815**
	障害者手帳に関する相談	身体障害者手帳、愛の手帳	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者施策課障害福祉サービス係
	高次脳機能障害者・児の相談	高次脳機能障害	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者施設支援課地域生活支援係☎**3332-1817** FAX **3332-1826**
経済	創業・経営相談★	資金繰り・創業その他経営	月～金曜日午前8時30分～午後5時	産業振興センター就労・経営支援係創業・経営相談担当☎**5347-9182**
就労	就労準備相談★	個々の状況に応じた就労準備のための相談・職業紹介	月～金曜日、第1・3土曜日午前10時～午後4時（水曜日は7時まで）	就労支援センターすぎJOB☎**3398-1136**
	職業相談	ハローワークスタッフによる職業相談・紹介	月～金曜日午前9時～午後5時	就労支援センターハローワークコーナー☎**3398-8619**
消費者	消費生活相談	商品・サービスの契約トラブルなど	月～金曜日午前9時～午後4時	消費者センター相談専用☎**3398-3121**
教育・保育・児童	子どもの権利相談	子ども・子どもに関係する大人からの相談	月・水・金曜日午後1時～7時、土曜日午前10時～午後4時	杉並区子どもの権利相談・救済窓口☎**0120-7373-34**
	区立学校に関する各種相談	いじめをはじめ、区立学校などで生活する中で困ったこと、悩みごと	月～金曜日午前9時～午後5時	教育人事・指導課いじめ電話相談☎**5307-0365**
	教育相談★	児童生徒の教育・不登校などに関する悩み	月～土曜日午前9時～午後5時（火・木曜日は7時まで）	多様な学び支援課相談事業係（教育相談室）☎**6379-5491**
	電話教育相談		月～金曜日午前9時～午後5時	多様な学び支援課相談事業係（教育相談室）☎**6304-3017**
	就学支援相談★	特別支援学級・特別支援学校への入学・転学に関する相談、学校入学後の支援	月～金曜日午前9時～午後5時	多様な学び支援課相談事業係（教育相談室）☎**6379-5491**
	子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど	月～金曜日午前9時～午後5時	区立保育園
		就園前の子育ての悩みなど	月～金曜日午後1時～4時	区立子供園（下高井戸☎**3303-9485**／堀ノ内☎**3313-3437**／高円寺北☎**3330-0340**／成田西☎**3311-3876**／高井戸西☎**3332-9020**／西荻北☎**3399-0848**）
	子どもの相談★	乳幼児の発達・遅れなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者施策課児童発達相談係☎**5335-7634**
	ゆうライン（子どもと家庭に関する総合相談）	子どもからの相談、子育ての相談など	**来所＝**月～金曜日午前9時～午後5時▶**電話＝**月～土曜日午前9時～午後8時	杉並子ども家庭支援センターゆうライン（相談専用窓口）☎**5356-2601**
	子どものこころの相談★	児童精神科医による専門相談	第1～4火曜日午後2時30分～・午後4時～（第3火曜日は6～11月のみ）	
	家族相談★	臨床心理士による専門相談	月2回。水曜日または土曜日午前9時30分～午後0時30分	
	子育て支援サービスの利用相談	子育て支援サービスの利用相談・情報提供、保育施設などの利用相談・申請	月～金曜日午前8時30分～午後5時（高円寺子どもセンターは工事のため6～9月まで休止予定）	子どもセンター（荻窪☎**5347-2081**／高井戸☎**5941-3839**／高円寺☎**3312-2811**／上井草☎**3399-1131**／和泉☎**3312-3671**）
DVなど	一般相談（面談は予約制）	家庭内の問題・人間関係の悩みなど	月～金曜日午前9時～午後5時（水曜日は8時まで）	男女平等推進センター一般相談専用☎**5307-0619**
	性的マイノリティ専門相談（面談は予約制）	性を理由とする差別、性別の違和感、セクシュアリティに関する悩みなど	第2水曜日午後4時～午後7時（祝日の場合は翌水曜日）	男女平等推進センター性的マイノリティ専門相談☎**5307-0784**
	ＤＶ相談（面談は予約制）	配偶者・パートナーからの暴力の相談	月～金曜日午前9時～午後5時（水曜日は8時まで）	すぎなみＤＶ専用☎**5307-0622**
	女性相談	配偶者などからの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所（荻窪☎**3398-9104**／高円寺☎**5306-2611**／高井戸☎**3332-7221**）
保健福祉・医療	保健福祉サービス苦情調整委員制度★	保健福祉サービス苦情調整委員への相談（施設・在宅などで提供される保健福祉サービス）	**面談＝**月3回。午後1時30分～4時（受け付けは3時まで。1人1時間）	保健福祉部管理課保健福祉支援担当
	医療安全相談窓口	医療機関に関する悩みなど	月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時30分	杉並保健所健康推進課専用☎**3391-0874**
	在宅医療相談調整窓口	在宅医療に関する相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	在宅医療・生活支援センター（在宅医療相談調整窓口）☎**3391-1380**
	健康相談	子育て・歯と口に関すること・物忘れ・こころ（自殺予防を含む）・生活習慣病・食生活など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	保健センター（荻窪☎**3391-0015**／高井戸☎**3334-4304**／高円寺☎**3311-0116**／上井草☎**3394-1212**／和泉☎**3313-9331**）

※いずれの相談も、祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）・各施設の休館日を除く。区政相談課（区役所東棟1階）には、月・水曜日午前9時～午後4時（4・10・3月は5時まで）、杉並福祉事務所（荻窪☎**3398-9104**）には、第3木曜日午後1時～3時に手話通訳者がいます。

広告　杉並区で木造賃貸住宅をお考えの方、細田工務店にご相談ください！　パールセンター館にてモデルルーム公開中！　細田工務店　詳しくはこちら

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。